

| | |
|--|--|
| <p>が平成30年3月28日に県に納入され、3月30日から財務会計システムに反映されていることから、平成29年度の歳入として測定すべきところ、測定伺いが回付・決裁されていなかった。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 139筆 平成29年度分 29筆 合計 168筆</p> | <p>入され確定した日の属する年度の歳入とすべきことについて、理解が不足していた。(今後の対応策等)</p> <p>前払金返還利息が確定後、直ちに収入測定を行うよう、事務処理の手順の周知を徹底していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>相続人間でのトラブルによる相続未了や境界未確定、地図訂正困難等を主な理由として過年度の未登記が発生している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>新たな未登記が発生しないよう、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。</p> <p>過年度未登記の解消については、「過年度未登記処理方針」に基づき、各市町と連携しながら引き続き取り組んでいく。</p> <p>平成30年12月1日現在の未登記の状況 過年度分 139筆 平成29年度分 1筆</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>郵便切手類受払簿で使用していたエクセル表の計算式に誤りがあつた。</p> <p>・収入印紙の残枚数、利用予定について、担当内での情報共有が不十分であつた。</p> <p>・収入印紙受払簿で使用していたエクセル表の計算式に誤りがあつた。</p> <p>・備考欄への使用先記入の必要性について理解が不十分であつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>・エクセル表の計算式については直ちに点検、修正を行った。</p> <p>・収入印紙の残枚数、利用の見込みについて担当内で十分に確認し、契約の際に不足が生じないようにしていく。</p> <p>・受払簿の記載方法・内容について周知徹底し、確実に記載していく。</p> |
| <p>3) 郵便切手類受払簿に、次のとおり不備があつた。</p> <p>・郵便切手の受払簿において、払高の累計枚数と金額及び次月繰越の枚数と金額が誤って記載されているものがあつた。</p> <p>・収入印紙の受払簿において、払出日が誤って記載されたため、次月繰越がマイナス表示となっているもの、及び次月・次年度への繰越金額が誤って記載されているものがあつた。</p> <p>また、備考欄に使用先が記載されていないかつた。</p> | <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>・郵便切手類受払簿で使用していたエクセル表の計算式に誤りがあつた。</p> <p>・収入印紙の残枚数、利用予定について、担当内での情報共有が不十分であつた。</p> <p>・収入印紙受払簿で使用していたエクセル表の計算式に誤りがあつた。</p> <p>・備考欄への使用先記入の必要性について理解が不十分であつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>・エクセル表の計算式については直ちに点検、修正を行った。</p> <p>・収入印紙の残枚数、利用の見込みについて担当内で十分に確認し、契約の際に不足が生じないようにしていく。</p> <p>・受払簿の記載方法・内容について周知徹底し、確実に記載していく。</p> |
| <p>監査対象所属 農政部 峡東農務事務所</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年4月19日～20日、6月8日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件(収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>公正入札予約金 6,090,000円 過年度分</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>債務者が事業活動を停止し、会社所有の土地建物も処分しており、法人としての実態がない。資力の回復は見込めず、支払能力もな</p> |

| | |
|--|--|
| <p>平成29年度分 107,701,250円 合計 先数5件 113,791,250円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 190筆 平成29年度分 6筆 合計 196筆</p> | <p>いことから発生している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>全額の一括回収に困難であるが、引き続き粘り強く督促等を継続していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>過年度分190筆のうち4筆を解消し、186筆となつた。</p> <p>また、過年度分186筆のうち2筆、平成29年度分6筆のうち3筆について、平成31年3月29日現在、分筆登記を申請中である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p> |
| <p>監査対象所属 農政部 富士・東部農務事務所</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年4月19日～20日、6月1日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 6筆 平成29年度分 28筆 合計 34筆</p> | <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>平成29年度分のうち31筆及び過年度分のうち1筆の計32筆については処理済である。</p> <p>平成29年度分のうち残る43筆については、相続が発生し登記承諾書等の受領や不動産調査報告書の修正が必要となるので、引き続き関係機関の協力を得ながら、解消に向けて調整している。</p> <p>また、過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。</p> <p>*未登記筆数(平成30年11月30日現在) 平成29年度分 43筆 過年度分 132筆</p> |
| <p>監査対象所属 農政部 峡西農務事務所</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年4月25日～27日、6月7日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 133筆 平成29年度分 74筆 合計 207筆</p> | <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>平成29年度分のうち31筆及び過年度分のうち1筆の計32筆については処理済である。</p> <p>平成29年度分のうち残る43筆については、相続が発生し登記承諾書等の受領や不動産調査報告書の修正が必要となるので、引き続き関係機関の協力を得ながら、解消に向けて調整している。</p> <p>また、過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。</p> <p>*未登記筆数(平成30年11月30日現在) 平成29年度分 43筆 過年度分 132筆</p> |
| <p>監査対象所属 農政部 富士・東部農務事務所</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年4月19日～20日、6月1日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>過年度分 6筆 平成29年度分 28筆 合計 34筆</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>相続人間のトラブルに伴う相続未了や隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる境界未確定が主な原因である。</p> |

| | |
|--|---|
| | (今後の対応策等) 今後も継続的な調査等を実施し、引き続き未登記土地の解消を図っていく。 新規未登記土地の発生を防ぐため、障害のある案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者への働きかけを積極的にを行い、障害の早期解消に努めながら用地取得を行っていくこととする。 なお、平成29年度分の28筆についてはすべて登記済である。 |
|--|---|

| | |
|-----------------|--|
| 監査対象所属 | 県土整備部 県土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月20日、8月23日 |
| | 監査の結果 |
| | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件 (収入1) | 1) 「浄化槽工事業更新登録手数料」について、収入証紙消印実績簿に登録されていないものがあつた。 1) (発生原因の検証結果) 収入証紙には消印し、登録申請者に対する通知等の処理は行っていたため、財務会計システムへの入力を失念したため、収入証紙消印実績簿に登録されていなかった。 (今後の対応策等) 財務会計システムでは過年度の収入証紙消印実績調書が作成できないことから、出納局に相談の上、手書きで収入証紙消印実績調書及び収入証紙消印実績簿を作成した。 今後は、登録申請に対する業務の流れを確認、徹底するとともに、登録申請者に対する通知等の起案の際には、チェック表を作成、添付し、収入証紙消印実績調書が作成されているか複数の方が確認することにより、再発防止に努める。 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査対象所属 | 県土整備部 治水課 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月13日、8月17日 |
| | 監査の結果 |
| | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件 (収入1) | 1) (今後の対応策等) ①河川工事等原因者負担金 債務者の預貯金について調査範囲を拡大し、県外の金融機関についても財産調査を実施したが、差し押さえる預貯金はなかった。今後も未調査の金融機関等の財産調査を実施する予定である。 また、債務者名義の土地からの回収可能性 |

| | |
|--|---|
| | を換決しており、引き続き債権の回収に努める。 ②借入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 私法上の債権であり、強制的な措置をとることができないため、相続財産管理人の選任の有無を確認している。また、他に方法がないか調査・検討中である。 |
|--|---|

| | |
|-----------------|--|
| 監査対象所属 | 県土整備部 都市計画課 (下水道室) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月18日、8月23日 |
| | 監査の結果 |
| | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件 (支出1) | 1) 山梨県公共下水道普及促進費補助金について、実績報告書に添付する書類として、同補助金交付要綱実施要領の様式が定められているが、企業会計の収支決算書(見込み)が提出されていないものがあつた。 1) (発生原因の検証結果) 山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱実施要領に定める実績報告書に添付すべき書類の確認が不十分であったことから、該当市から実績報告書を受領した際に提出書類にもれが生じてしまった。 (今後の対応策等) 該当市から直ちに添付すべき書類を追加提出してもらい、提出済みの実績報告書に添付した。 今後は、同補助金交付要綱・交付要綱実施要領に基づく事務手続きが適切に行われるよう、「同補助金実績報告書受付時チェックリスト」の使用を徹底し、併せて、同補助金を交付する市町村に対しても、交付決定通知時に同要綱・要領の周知を改めて図ることとする。 |

| | |
|---------------------|---|
| 監査対象所属 | 県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月19日、8月17日 |
| | 監査の結果 |
| | 講じた措置 |
| (指導事項) 2件 (収入1、財産1) | 1) (発生原因の検証結果) ①県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作職の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、収入未済となった。 ②県営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作職の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、収入未済となった。 |

過年度分 先数 23件 500,090円
 ④無断退去者の退去修繕費
 過年度分 1,019,150円
 平成29年度分 415,000円
 合計 先数 15件 1,434,150円
 ⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金
 過年度分 先数 4件 1,641,386円

③県営住宅破損賠償金
 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
 ④無断退去者の退去修繕費
 債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難である。
 ⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金
 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
 (今後の対応策等)
 ①県営住宅使用料
 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヶ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。
 長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求め、訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところである。
 平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。
 さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2ヶ月滞納者(従前3～5ヶ月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図った。
 平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加し、更なる徴収強化に取り組んでいる。
 一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていく。
 ②県営住宅駐車場使用料
 滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞

納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。
 今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めると、厳正に対処していく。
 県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図った。
 ③県営住宅破損賠償金
 県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行い、1名については現在納付指導中である。残りの22名については引き続き所在調査を行う。
 ④無断退去者の退去修繕費
 無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者33名中、19名の所在を確認し、平成28年度までには19名の滞納が解消されている。
 残りの対象者14名と平成29年度に発生した1名に対し、債務者・連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行うっており、15名のうち13名については納入指導中、他2名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。
 ⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金
 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み。4名のうち3名については本年度も納入指導中である。なお、1名については死亡が判明しているため、引き続き相続人について調査を行う。
 2) (発生原因の検証結果)
 「行政財産使用料の算定について(通達)」について認識が不十分であったため、土地・建物の使用料の算定において、1㎡当たりの

2) 行政財産使用料の算定において、土地・建物の1㎡当たりの価格に1円未満の端数があるときは切り捨てるべきところ、端数のまま算出したため、使用料が過大となつ

| | |
|-------------------|--|
| <p>ているものがあつた。</p> | <p>価格に1円未満の端数があるときは切り捨てるべきところ、端数のまま算出したため、使用料が過大となつてしまつた。 (今後の対応策等) 今後、使用料の算定にあつては、「行政財産使用料の算定について(通達)」を確認しながら、適正に処理していくことを徹底する。また、過大となつた使用料については、相手方に使用料の金額を変更する変更指令書を交付するとともに、平成31年3月25日に返還を行つた。</p> |
|-------------------|--|

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 中北建設事務所(本所) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月17日～18日、6月13日 |

監査の結果

(指導事項) 3件(収入1、財産1、重点事項1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- ①河川使用料
過年度分 先数 1件 13,169円
 - ②工事契約解除前払金返還利息
過年度分 先数 1件 34,356円
 - ③雑入(用地買収代金の返還を求めたもの)
過年度分 先数 1件 1,334,000円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
- 過年度分 93筆
平成29年度分 17筆
合計 110筆

講じた措置

- 1) (今後の対応策等)
今後とも、未納者への電話による催告や、訪問を継続的にを行い、引き続き債権の回収に努める。
所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査を行う。
- 2) (発生原因の検証結果)
平成29年度分の17筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理を行えなかつたものであり、平成30年12月10日時点において、このうち13筆は登記処理が完了している。
(今後の対応策等)
平成29年度分のうち残る4筆については、抵当権等が設定されているため、抵当権者等との協議が必要な案件であることから、引き続き関係者の協力を得ながら、未登記の解消に向けた調整を行つていく。
過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図つていく。
- 3) (発生原因の検証結果)
1,000円の印紙について、監査日現在における帳簿残高が現物の有高と相違していた件については、平成30年3月に払出を記載した1枚を実際には使用しなかつたためであり、受払簿の月計及び累計の確認が不十分であつ

| | |
|---|--|
| <p>また購入先が記載されていないものがあつた。</p> <p>②収入印紙に係る郵便切手類受払簿 ・1,000円の印紙について、平成30年3月の私高に誤りがあり、監査日現在における帳簿残高が現物の有高と相違してつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品取扱者の氏名に誤りがあつた。 ・私高の月計及び累計の枚数及び金額並びに残高に一部誤りがあつた。 ・前月繰越及び次月繰越の金額に記載のないものがあつた。また、次年度繰越の金額が記載されていないがあつた。 <p>・備考欄に使用先及び購入先が記載されていなかった。</p> | <p>た。</p> <p>その他の記載漏れ、誤りについては、郵便切手類受払簿の記載内容についての認識が不十分であつた。 (今後の対応策等) 現物確認を徹底し、郵便切手類受払簿について正しく記載する。 月末毎に複数人によるチェックを行う。</p> |
|---|--|

監査対象所属

(指導事項) 3件(収入1、財産2)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- ①工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息
過年度分 先数 1件 1,145,556円
 - ②河川使用料の測定において、使用料の額が年額で定められている場合で、占用期間が1年未満のときは、月割りをもちて計算するものと定めているが、月割計算の月数が相違していたため、使用料が過大となつているものがあつた。

講じた措置

- 1) (今後の対応策等)
債務者の関係者を訪問し、債務者の所在や保有財産の有無等についての調査を行つており、引き続き調査を行い、全額収納に努める。
- 2) (発生原因の検証結果)
使用料の算定に係る法令等の確認が不十分であつたため、月割り計算の月数を誤り、使用料を過大に徴収してしまつた。
なお、過大に徴収してしまつた使用料175円については、返還済みである。
(今後の対応策等)
月割り計算の方法など河川使用料の計算方法等についてのマニュアルを作成し、業務に携わる職員に周知し、担当者、決裁者等によるチェックの強化・徹底を図り、事務処理の適正な執行に努める。
- 3) (発生原因の検証結果)
平成29年度分の6筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。
(今後の対応策等)
過年度分については5筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図つていく。

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 中北建設事務所(峡北支所) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月21日～23日、6月15日 |

監査の結果

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- ①河川使用料
過年度分 先数 1件 13,169円
 - ②工事契約解除前払金返還利息
過年度分 先数 1件 34,356円
 - ③雑入(用地買収代金の返還を求めたもの)
過年度分 先数 1件 1,334,000円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
- 過年度分 93筆
平成29年度分 17筆
合計 110筆

講じた措置

- 1) (今後の対応策等)
今後とも、未納者への電話による催告や、訪問を継続的にを行い、引き続き債権の回収に努める。
所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査を行う。
- 2) (発生原因の検証結果)
平成29年度分の17筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理を行えなかつたものであり、平成30年12月10日時点において、このうち13筆は登記処理が完了している。
(今後の対応策等)
平成29年度分のうち残る4筆については、抵当権等が設定されているため、抵当権者等との協議が必要な案件であることから、引き続き関係者の協力を得ながら、未登記の解消に向けた調整を行つていく。
過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図つていく。
- 3) (発生原因の検証結果)
1,000円の印紙について、監査日現在における帳簿残高が現物の有高と相違していた件については、平成30年3月に払出を記載した1枚を実際には使用しなかつたためであり、受払簿の月計及び累計の確認が不十分であつ

| | |
|--------|---------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 県東建設事務所 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月28日～29日、7月6日 |

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①河川使用料
過年度分 4,400円
平成29年度分 8,976円
合計 先数 2件 13,376円
- ②工事契約解除に伴う違約金及び延納利息
過年度分 先数 3件 805,397円
- ③工事請負契約に係る公正入札違約金
平成29年度分 先数 3件 85,480,290円

1) (発生原因の検証結果)
①平成29年度分については、債務者の所在が確認できず、督促が困難な状況であった。
②岐阜地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び県徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの、訪問催告を行ったが、現在も納付に至っていない。
(今後の対応策等)
いずれの債権についても、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行い、分納等による債権の回収に引き続き努める。

なお、過年度分の河川使用料(4,400円)については、相手方の法人は既に倒産、代表取締役も行方不明であるため債権の回収見込みがなく、また、平成30年4月10日に時効が到来したため、平成31年3月22日に不納欠損処理を行った。

2) 取得用地上未登記のものがあった。

- 過年度分 236筆
- 平成29年度分 28筆
- 合計 264筆

2) (発生原因の検証結果)

平成29年度分の28筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、全て登記処理は完了している。
(今後の対応策等)
過年度分については9筆を処理しており、今後もし引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 県南建設事務所 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月22日～24日、6月18日 |

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①河川使用料
過年度分 1,742,385円
平成29年度分 97,020円
合計 先数 5件 1,839,405円

1) (今後の対応策等)
①過年度分について、32,169円を回収した。残りの過年度分及び平成29年度分の収入未済については、訪問や電話連絡等により督促中である。また、一部の債務者については、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし分

- ②延滞金
過年度分 127,440円
平成29年度分 16,590円
合計 先数 1件 144,030円
- ③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数 3件 423,466円

割納付を進めているが、分納の計画を変更する必要があるものについては再度、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わす予定である。債務者の所在が不明となり回収の見込みがたない収入未済については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、未収金処理の手続きを行う。

②過年度分及び平成29年度分については、「債務承認及び納付誓約書」に基づき分割納付を進めている。分納の計画を変更する必要のあるものに関しては再度、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わす予定である。

2) 取得用地上未登記のものがあった。

- 過年度分 711筆
- 平成29年度分 13筆
- 合計 724筆

平成29年度分の13筆については、売買により取得したが、契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものと、寄付により取得したが、関係相続人が増えたため、相続処理が長引いたものであり、いずれも、すべて登記済みである。
(今後の対応策等)
過年度分については、平成31年3月29日現在、既に11筆を処理しており、今後もし引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。

| | |
|--------|-----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所) |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月24日～25日、7月10日 |

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 4件 (収入2、財産1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①道路使用料
過年度分 先数 1件 10,560円
- ②工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数 1件 31,636円
- 2) 直接収納の取扱いについては、財務規則第4.4条第2項関係運用通知に定められて

1) (今後の対応策等)
①、②は同一債務者で、多額の債務を抱えて倒産しており、債権の回収見込みがないため、不納欠損に向け関係課と協議中である。

2) (発生原因の検証結果)
財務規則関係運用通知で規定されている現

| | |
|---|--|
| <p>いるが、コピー代の現金収納の取扱方法に次のとおり不備があった。</p> <p>①現金領収簿が記載されていないものが多かった。 ②現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等に記載すべきところ、記載されていた。 ③書損の用紙は、斜線を引き書損と記載して、簿冊のその箇所に残しておかなくてはならないが、書損と記載されていなかった。 ④使用しなくなった簿冊は、未使用の用紙にはせん孔して保管すべきところ、せん孔されていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p>過年度分 485筆 平成29年度分 3筆 合計 488筆</p> | <p>金領収簿受払簿等の記載事項など取扱方法の確認が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等) 監査後、現金領収簿受払簿への受払実績の記載、現金領収簿の表紙への必要事項の記載、書損用紙への斜線書き入れ及び書損記載、未使用ページへのせん孔を実施した。今後は、財務規則関係通知の内容を十分に確認した上で、適正な事務処理に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 平成29年度分の3筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については41件を処理しており、今後引き継ぎ、「過年度未登記処理方針等」に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 契約書の作成・送付の際にこの確認が不十分であり、職員一人での事務処理となっていた。 (今後の対応策等) 事前に契約書の内容を複数の職員で確認し、担当者以外の職員によるチェックを徹底することにより、適正な事務処理に努める。</p> |
| <p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所)</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年5月29日～31日、7月9日</p> | <p>講じた措置</p> |
| <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものが多かった。</p> <p>過年度分 199筆 平成29年度分 48筆 合計 247筆</p> | <p>1) (発生原因の検証結果) 平成29年度分の48筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。 (今後の対応策等) 平成29年度分の未登記48筆のうち、45筆については登記を完了した。残りの3筆に</p> |

| | |
|---|---|
| <p>監査対象所属 企業局 総務課</p> <p>監査対象期間 平成29年度</p> <p>監査実施日 平成30年6月26日～27日、7月24日</p> <p>監査の結果</p> | <p>についても早急に登記を行う。</p> <p>過年度分については11件を処理しており、今後も引き継ぎ、「過年度未登記事務処理要領」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> |
| <p>(指導事項) 8件 (収入3、支出1、財産1、物品1、その他2)</p> <p>1) 平成28年度電気事業会計の決算において、流動負債の退職給付引当金に過大に振り替えた金額11,895,822円について、平成29年度の決算において、特別利益の過年度損益修正益に振り替えていた。その結果、特別利益(過年度損益修正益)及び営業費用の一般管理費(退職給付引当金繰入額)がそれぞれ11,895,822円過大に計上され、営業利益及び経常利益の金額が同額の11,895,822円過少に計上されていた。なお、当年度純利益の金額に影響はなかった。</p> <p>2) 地域振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期限までに納付されずにない未収金が生じていた。</p> <p>平成29年度分 先数 1件 13,500,000円</p> | <p>1) (発生原因の検証結果) 平成29年度の決算整理において、制度の理解が不十分であったため、前年度の誤りを修正する際に勘定科目を誤り、過年度損益修正益に振り替えてしまった。 (今後の対応策等) 今後は企業会計制度及び勘定科目に熟知するとともに、複数のチェック体制で再発防止に努める。</p> <p>2) (今後の対応策等) 平成30年3月30日が納期限であった当該収入未済については、同年4月2日に督促状の発付を行い、同年27日に完納となっている。</p> <p>今後も、納期限までに納入されなかった際には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」等に基づき、督促状の送付や催告を行い、延滞債権の取納に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 当該債権は、納期限前に債務者から1ヶ月の支払遅延の申出があったため、履行延期を認めていなかったものの、債権の性格から、申出の期限まで督促状の発付を見合わせていた。 (今後の対応策等) 今後は、支払遅延の申出があった場合であっても、納期限までに納付されなかった際には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に基づき、速やかに督促状を送付するとともに、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成し、延滞債権の適正な管理に努めることとする。</p> |
| <p>3) 地域振興事業会計の平成29年度に発生した丘の公園施設利用料の未収金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものが多かった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>4) 平成29年度電気事業会計の消費税の確</p> | <p>4) (発生原因の検証結果)</p> |

定に伴う決算処理において生じた、消費税の精算差額42,084円を雑損失として一括して費用処理している中に、控除対象消費税が含まれているが、区分されていなかった。また、控除対象消費税を一括して費用化した場合には、これに係る予算経理が必須となるが、当該予算処理がされていなかった。

5) 企業局財務規程第103条第1項において、減価償却は当該資産が固定資産として取得された月から開始すると定められているが、電気事業会計において、取得された翌年度から減価償却が開始されているものがあつた。

6) 地域振興事業会計の平成29年度に取得した備品に係る固定資産台帳において、残存価額を帳簿原価の10%とすべきところ、5%となっており、減価償却額が相違していた。

7) 電気事業会計において、貸倒引当金を算定するための基礎となる債権区分及び債権区分ごとの貸倒引当金の算定方法等、貸倒引当金の設定基準が明確に定められていなかった。

8) 電気事業会計において、平成28年度に購入した貯蔵品に係る消費税の誤り（課税仕入を不課税仕入とする誤り）を修正するため、平成29年度において消費税相当額を仮払消費税に振り替えていた。正しくは平成28年度の消費税の誤りのため、平成28年度の消費税の更正の請求手続きを行い、還付未収消費税分を未収金に振り替えるべきである。

消費税の課税売上上げ、非課税売上上げに共通する課税仕入れがある場合の予算、会計整理について、制度の理解が十分でなかったため、仕訳と同様に予算経理が必要ないと判断していた。

(今後の対応策等)
予算経理については平成29年度決算において修正処理を行った。今後は消費税の確定に伴う決算整理について、事務処理メモを作成するとともに、引継ぎを確実にを行い再発防止に努める。

5) (発生日原因の検証結果)
取得資産を固定資産台帳システムに登録する際に、誤って翌年度から開始と登録してしまった。

(今後の対応策等)
資産登録を行う職員に対し、償却開始が当年度であることを周知徹底するとともに、固定資産台帳システムの償却開始の初期値を「翌年度」から「当年度」に修正する。

6) (発生日原因の検証結果)
定額法において減価償却率を算出する際に取得価格から差し引く「残存価額」を「帳簿原価から償却限度額を差し引いた額」と誤解し、入力してしまった。

(今後の対応策等)
固定資産台帳の登録手順をマニュアルとして残すとともに、登録後には作成を担当した職員以外の職員による確認作業を行うこととする。

7) (発生日原因の検証結果)
電気事業においては、過去の実績等から、回収することが困難と予想される未収金及び債権が無かったことから、貸倒引当金の設定基準を定めていなかった。

(今後の対応策等)
債権区分及び債権区分ごとの貸倒引当金の算定方法等、貸倒引当金の設定基準を定めることとする。

8) (発生日原因の検証結果)
貯蔵品に係る会計処理制度の理解が不十分であったため、予算執行の際に消費税の判定を行うと誤認していた。

(今後の対応策等)
平成28年度の消費税については直ちに更正の請求手続きを行った。今後は貯蔵品に関する消費税の会計処理について、事務処理メモを作成するとともに、引継ぎを確実にし再発防止に努める。

監査対象所属 企業局 早川水糸発電管理事務所
監査対象期間 平成29年度
監査実施日 平成30年5月15日、6月12日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(財産1)
1) 行政財産使用許可に係る使用料の算定において、使用許可期間の算定に誤りがあるものがあつた。それにより使用料の測定額が過大又は過少となつていた。

1) (発生日原因の検証結果)
使用許可期間の日数の算定は担当者が手計算により算出していたが、算出方法に誤認等があり、6件で誤りが発生してしまつた。また、他の職員のチェックについても行き届かず誤りを指摘することができなかった。

(今後の対応策等)
誤りのあつた先方業者に対し、お詫びの連絡とともに、わい出、又は追徴の手続を行なつた。

再発防止策として使用期間を入力すると自動的に日数計算が行なわれる専用の計算シートを使用するとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を行なつた。

監査対象所属 企業局 笛吹山水発電管理事務所
監査対象期間 平成29年度
監査実施日 平成30年5月31日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(給与1、契約1)
1) 社会保険料の預り金への振替及び預り金からの支出において、勘定科目の選択を誤り、預り金の残高が過大となつていた。

1) (発生日原因の検証結果)
企業局財務会計システムへの入力時の勘定科目(項)の選択ミスであり、ケアレスミス及びチェック者の企業局財務会計システムの操作に関する知識不足から発生した。

(今後の対応策等)
平成30年6月6日付けで振替処理を行い適正に処理した。

今後は適正な事務処理に努めるとともに、所属内での確実なチェックを行う。

2) (発生日原因の検証結果)
委託契約に関わる内容及び未設定の契約条項については、契約書の記載内容について認識不足があつた。

2) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書について、次のとおり不備があつた。
①委託契約金額に係る内容が記載されていなかった。
②契約保証金を免除していたが、契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。

(今後の対応策等)
今後は、関係法令との照合及び会計事務ガイドブック等で事務処理の方法等を十分確認し、山梨県財務規則及び山梨県企業局財務規程等に基づく適正な契約事務の執行に努めるとともに、所属内での確実なチェックを行う。

| | |
|---|---|
| 監査対象所属 | 企業局 石和温泉管理事務所 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年5月16日、7月6日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。</p> <p>温泉供給収益収入</p> <p>過年度分 14,052,587円</p> <p>平成29年度分 6,406,108円</p> <p>合計 先数 41件 20,458,695円</p> | <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>未納者に対して、督促・催告・訪問等することにより、未収金の徴収を行った結果、平成30年11月末現在で、過年度分133,661円、平成29年度分5,533,658円の未収金を徴収した。今後も継続して未収金の回収に努める。</p> <p>また、平成30年10月以降は、通常の催告では回収が困難な未収金については、債権回収のノウハウや実績を有する事業者に回収等を委託し、滞納金の縮減に向けた取組を進めている。</p> <p>未収金の状況 (平成30年11月末現在)</p> <p>温泉供給収益収入 13,918,926円</p> <p>過年度分 872,450円</p> <p>平成29年度分 14,791,376円</p> <p>合計 先数 17件</p> |

| | |
|---|--|
| 監査対象所属 | 教育庁 高校教育課 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月31日、8月21日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 3件 (収入2、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金</p> <p>過年度分 13,272,590円</p> <p>平成29年度分 514,000円</p> <p>合計 先数 44件 13,786,590円</p> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金</p> <p>過年度分 18,827,892円</p> <p>平成29年度分 757,586円</p> <p>合計 先数 29件 19,585,478円</p> <p>③定時制課程等就学奨励金返還金</p> <p>過年度分 先数 8件 711,000円</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>・3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかつたり、経済状況が厳しく返済が困難な状況が背景に存在する。</p> <p>また、地域改善対策高等学校等奨学資金については、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況もある。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>・3つの奨学金とも、平成29年度調定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続して行っていく。</p> <p>・地域改善対策高等学校等奨学資金について</p> |

| | |
|--|--|
| 監査対象所属 | 教育庁 社会教育課 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月10日、8月21日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に、710,000円の収入未済があった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から目下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になった。本件は、私法上の債権であるため、民法上の時効到来をもって不納欠損処理する方向で関係課と協議していく。</p> |
| <p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について、貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>・貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>・教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続ができるよう努めていく。</p> |
| <p>3) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び占有物品払出調査が作成されていないものがあった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>・リース契約等の開始時及び終了時に必要な調査の作成について失念していたため、このような状況になった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>・作成されていたなかった調査について作成する。また、物品の貸借、返却時には確認を徹底する。</p> |

| | |
|--|--|
| 監査対象所属 | 教育庁 社会教育課 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月10日、8月21日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に、710,000円の収入未済があった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から目下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になった。本件は、私法上の債権であるため、民法上の時効到来をもって不納欠損処理する方向で関係課と協議していく。</p> |
| <p>2) 子どもクラブ活性化事業補助金について、実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されていた。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>実績報告書の提出については、交付決定通知において、「補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の4月10日のいずれか早い期日まで」と教</p> |

示しているところだが、補助事業者の認識不足により実績報告書の提出期限を遅延してしまつた。
 (今後の対応策等)
 補助事業者に対して、期限までに実績報告書を提出するよう指導を徹底するとともに、県担当者が補助事業の進捗状況に留意し、書類の提出に遅延のないよう再発防止に努める。

| | |
|--------|-------------------|
| 監査対象所属 | 議会事務局 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年8月6日～7日、9月3日 |

監査の結果

(指摘事項) 4件 (収入1、支出1、物品2)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 政務活動費返還金 先数1件 1,914,250円

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)
 平成23年度及び24年度の政務調査費の返還を求めたもので、収入未済となつてゐるもの。
 随時返還する旨の申し出があつたが、返還をより確実にするため、納付者宅を訪れ、債権債務の確認を行うとともに、書面により返還計画書を徴した。
 この際に徴した返還計画においては、平成30年6月以降、平成31年8月まで、毎月5万円を、その後、毎月10万円を支払うこととしており、(ほぼ返還計画どおり支払いが行われている。
 (今後の対応策等)
 返還計画に基づき、毎月、遅滞なく継続して支払いがなされるよう、納付者とも適宜連絡をとるなど、今後もきめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。

2) (発生原因の検証結果)
 県外調査終了後に確定した金額を資金前渡として支出しており、れい入等の可能性がなかつたため、資金前渡精算書の作成は必要ないものと認識してしまつた。
 (今後の対応策等)
 県外調査終了後に確定した金額の資金前渡であつても、資金前渡精算書の作成が必要であることを周知徹底し、再発防止に努める。

3) (発生原因の検証結果)
 リース契約締結の際に、物品調達管理システムにおける占有物品の受入処理について失念してゐた。
 (今後の対応策等)
 直ちに物品調達管理システムにより占有物

品受入調査を作成し処理を行うとともに、占有物品一覽表で受入・払出の漏れがないか確認を行つた。
 次回の議員パシヨン等の入れ替えに向けて、後任者への引継ぎを確実に進めていくとともに、同様な事例が発生した場合にも、作成漏れのないよう周知徹底を図り、占有物品一覽表を確認するなど再発防止に努める。

4) (発生原因の検証結果)
 図書の寄附を受け入れた際に、独自で管理している台帳に登載したものの、物品出納通知書(受入)を作成することを失念してゐた。
 (今後の対応策等)
 図書台帳に登載するとともに、物品出納通知書(受入)を作成し、蔵書の管理を行うよう周知徹底を図つた。

4) 寄付物品(寄贈図書)の受入について、財務規則第147条第4項に規定する出納通知書が行われてゐなかつた。

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 警察本部 |
| 監査対象期間 | 平成29年度 |
| 監査実施日 | 平成30年7月25日～26日、8月23日 |

監査の結果

(指摘事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 ①放置違反金
 過年度分 25,000円
 平成29年度分 75,000円
 合計 先数7件 100,000円
 ②放置違反金に係る延滞金 先数1件 2,500円

講じた措置

1) (今後の対応策等)
 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、放置違反金5件、67,000円が納付された。
 (平成30年11月末現在)
 今後も引き続き、未納付者への催促、出国者の入国状況の調査等を実施し、未収金の早期回収に努める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番